

| 資料提供(令和3年 11 月 24 日) | |
|---|---|
| 課名 商工労働総務課 担当者 長谷川 内線 3310 直通 082-513-3380 | 公益財団法人ひろしま産業振興機構 県立広島産業会館 担当者 井上 直通 082-253-8111 |

県立広島産業会館における利用料金の超過徴収について

県立広島産業会館において、令和元年10月1日の消費税の税率アップによる利用料金設定の際に、「広島県立産業会館設置及び管理条例」(以下、「県条例」という)で定める利用料金の上限を上回る金額で利用料金を設定し、以降2年間にわたり、超過した金額で徴収を行っていたことが判明した。

このため、利用料金を適正な金額に速やかに訂正し、対象となる利用者の方々に対しては、個別に謝罪を行っているところであり、超過分の利用料金の返還手続きを行います。

1 詳細

(1) 原因

県立広島産業会館(本館・東展示館)の一部の会場の一部の時間帯(9~17時以外)において、消費税の税率アップに伴う、一平方メートルあたりの利用料金の単価の算定時に、1円未満の端数処理を切り上げ、本来「30円/m²」以内とするところを、利用料金の上限を上回る「31円/m²」と改正していた。

(2) 対象となる会場及び返還額等

※1時間あたりの利用料金

| 対象となる会場 | 対象となる利用時間帯 | 会場面積(a) | 県条例による利用料金【正】 | | 現行の利用料金【誤】 | | 会場あたりの返還額 |
|---------|------------|--------------------|-------------------------------|-------------------|------------------------------|-------------------|-----------|
| | | | m ² あたりの利用料金の範囲(b) | 会場あたりの利用料金(a)×(b) | m ² あたり利用料金の単価(c) | 会場あたりの利用料金(a)×(c) | |
| 本館 | 9~17時以外 | 14 m ² | 30 円/m ² 以内 | 420 円 | 31 円/m ² | 430 円 | 10 円 |
| | | 14 m ² | | 420 円 | | 430 円 | 10 円 |
| | | 143 m ² | | 4,290 円 | | 4,430 円 | 140 円 |
| 東展示館 | 9~17時以外 | 30 m ² | | 900 円 | | 930 円 | 30 円 |
| | | 51 m ² | | 1,530 円 | | 1,580 円 | 50 円 |
| | | 51 m ² | | 1,530 円 | | 1,580 円 | 50 円 |
| | | 115 m ² | | 3,450 円 | | 3,560 円 | 110 円 |

2 これまでの経緯

- 平成31年2月28日 指定管理者である(公財)ひろしま産業振興機構から県に提出された平成31年度の実施計画書において令和元年10月1日以降の増税後の利用料金も設定
- 平成31年3月5日 県により平成31年度の実施計画書を承認
- 令和元年10月1日 消費税の税率のアップ(8%→10%)
これ以後、一部の会場において県条例の利用料金の範囲を超える利用料金で徴収
- 令和3年11月17日 県担当が利用料金の見直しを行っている際に県条例の利用料金の範囲を超えていることに気づき、一連のことが発覚

3 返還件数及び返還額

97件 80,140円 ※返還対象となる利用者数 52者

4 今後の対応

- 対象となる利用者の方々には、個別に謝罪を行っているところであり、超過分の利用料金の返還手続きを行います。
- 今後は、県と指定管理者それぞれが、根拠法令等に定める内容等との整合性を確認するなど、再発防止に取り組んでまいります。